## 道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用についての 一部改正について

## 1. 改正の背景

自動車点検基準等の一部を改正する省令(平成30年国土交通省令51号)の施行に伴い、 旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者は、整備管理者に対して「整備管理者とし て新たに選任した者」又は「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過 した者」に研修を受けさせることとされたところ、これを受けて「道路運送車両法の一部を 改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年自動車交通局長通 達(国自整第216号))について所用の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- 〇 地方運輸局長は、運送事業者が整備管理者に対して省令で定めた頻度で研修を受講させることができるよう研修の実施時期及び頻度を決定することとする。
- 〇 地方運輸局長は、整備管理者として新たに選任した者が選任された日の属する年度の翌 年度の末日までに選任後研修を受講するよう運送事業者を指導することとする。

## 3. スケジュール(予定)

施 行:平成30年10月1日(省令改正の施行日)